

上田市教育大綱及び上田市教育支援プランの改訂について

1 趣 旨

法律※に基づいて策定している「上田市教育大綱」及び「第3期上田市教育支援プラン」について、対象期間とした5年が経過することに伴い、それぞれ次期の対象期間を2026年度（令和8年度）から2030年度（令和12年度）として、今年度中に改訂版の策定を行う。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第1条）、教育基本法（第17条）

2 改訂版の策定方針（案）

- ・教育大綱及び教育支援プランの改訂版の策定について、市長部局と教育委員会事務局との情報共有を図りながら、「上田市総合教育会議」にて協議を行う。
- ・現行の教育大綱及び教育支援プランの成果と課題について確認するとともに、大綱については骨格や構成等の大幅な変更はせず、現在策定中の「第三次上田市総合計画」との整合性を確保し、必要な加除修正等を行う。
- ・「第4期上田市教育支援プラン」については、社会情勢の変化や今日的な課題に対応し、未来を生き抜く子どもたちの育成に向け、国の教育改革の動向、県の教育政策、本計画の上位計画である「第三次上田市総合計画」及び「上田市教育大綱」の主旨を踏まえながら、改めて本市の学校教育に関連する教育政策の方向性を示す指針として策定を行う。

3 今後のスケジュール（案）

月 日	総合教育会議	事 項
(R7) 5月28日	第1回	・改訂版の策定方針や期間等協議 ・現大綱における分野別施策の成果及び課題の確認
11月7日	第2回	・次期大綱及び第4期教育支援プランの 素案協議、確認
11～1月		・「上田市教育大綱（改訂版）」及び「第4期上田市教育支援プラン」の案について学校の意見を聴取
		・「上田市教育大綱（改訂版）」及び「第4期上田市教育支援プラン」のパブリックコメントを実施
		・意見等を踏まえ、事務局により最終調整
(R8) 1月27日	第3回	「上田市教育大綱（改訂版）」及び「第4期上田市教育支援プラン」の協議、確認

※パブリックコメントは、今後の改訂の状況等に応じて実施の要否について検討する。

※協議の状況によって、上記スケジュール以外に追加で総合教育会議を開催する可能性がある。

(参考)

■地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第1条）

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 ～ 略 ～

4 ～ 略 ～

■教育基本法（第17条）

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。